

## 令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス 対応）補助金募集要領

- 本事業は、新型コロナウイルスによる影響を受けた商店街等の活性化を図るため、商店街等が行う空き店舗を活用した取組を支援するものです。

令和2年7月  
福島県

# 目次

I 事業目的	1
II 事業内容	
1 補助対象となる団体	1
2 補助対象となる取組等	1~2
3 補助対象経費	2
4 補助率等	2
III 事業スキーム	2
IV 補助金の交付申請等の手続き	
1 交付申請等の主な手続き	3~4
2 申請書類等の提出先及び問い合わせ先	4
V その他	5~6

## I 事業目的

---

本事業は、新型コロナウイルスによる影響を受けた商店街等において、事業実施団体が空き店舗を活用した取組を行う場合に、空き店舗の活用に係る賃借料の一部を補助することにより、商店街等の機能の維持と活性化を支援するものです。

## II 事業内容

---

### 1 補助対象となる団体

商店街振興組合、事業共同組合、任意の商店会、商工会、商工会議所、まちづくり会社、特定会社、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO、地元商店街等と連携して事業を実施することが確実な場合のみ）、などの商店街等の活性化に取り組む団体。

（以下、「事業実施団体」といいます。）

#### 【任意の商店会とは】

商店街等において、小売業またはサービス業を営む10店舗以上が構成員となり、共同で事業活動を行うための規約等を制定している任意の商店街組織。

### 2 補助対象となる取組等

#### (1) 補助対象となる取組

新型コロナウイルスの影響を受けた商店街やまちなかにおいて、空き店舗を活用して、商店街等の機能の維持や活性化を図る取組。

（補助対象の取組のイメージ）

- 新型コロナウイルスの影響により発生した空き店舗を、事業実施団体が新たな入居者を選定して有効活用。
- 新しい生活様式に対応するため店舗を借り換える場合（空き店舗）。
- 新型コロナウイルス対策として、まちなかの空き店舗を一時的に活用。  
（テイクアウト販売を行う共同スペースとして活用など）
- 複数の店舗が入居する複合施設が新型コロナウイルスの影響により閉店するにあたって、入居店舗の移転先として商店街の空き店舗を活用。

など

#### (2) 補助事業の対象となる空き店舗

活用する空き店舗または入居する事業者がコロナウイルスによる影響を受けている場合が対象となります。

### (3) 補助事業の対象となる業種等

- 原則として中小小売業が対象ですが、事業実施団体が必要と認める中小サービス業等（理美容店、クリーニング店、飲食店等）も対象となります。
- 営業時間が日中の時間帯であり、商店街等の賑わいに寄与する場合は対象となります（夜間のみ営業の場合は、原則として対象外です）。
- 過去に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律や刑法等の罪を犯したことにより処せられたことがあるなどにより、知事が不適当と認める者は対象外です。
- 公序良俗の観点から問題があると認められる場合、風紀・環境・騒音・交通等の周辺環境に配慮されず、商店街等や地域住民等の理解が得られない場合は対象外です。

### 3 補助対象経費

事業実施団体が行う空き店舗を活用した取組にかかる賃借料相当額。

### 4 補助率等

補助率：補助対象経費の10/12以内。

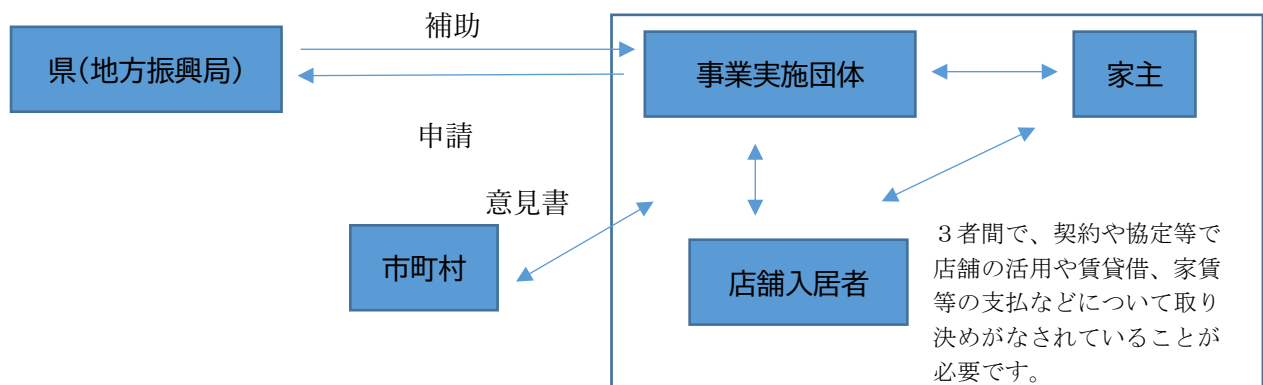
補助対象期間：最大3ヶ月間

補助上限額：月額250,000円（3ヶ月で750,000円）

### 5 補助事業実施期間

交付決定の日から令和3年3月31日（水）までとなります。

## Ⅲ 事業スキーム



- ※ 申請に当たっては、当該空き店舗の活用の必要性や商店街等の活性化への効果等について市町村からの意見書を添付する必要があります。
- ※ 原則として、補助金の交付決定後に、事業実施団体、空き店舗の所有者（家主）、空き店舗への入居者の3者間で、空き店舗の活用や賃貸借、家賃等の支払などについて契約を締結することが必要です。

## IV 補助金の交付申請等の手続き

---

### 1 交付申請等の主な手続き

#### (1) 交付申請

事業実施団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、交付申請書に以下の添付書類を添えて県に提出してください。

① 交付申請書

(交付要綱 様式第1号)

② 添付書類

- ・ 収支予算書（交付要綱 様式第2号）
- ・ 補助事業計画書（交付要綱 様式第3号）
- ・ 家主、入居者、事業実施団体の3者間の契約書や協定書の案（写し）
- ・ 市町村からの意見書（交付要綱 様式第4号）  
※事前に市町村からの交付を受けてください。
- ・ 位置図
- ・ その他必要と認められる書類

～ 以上、各1部提出してください ～

#### (2) 交付決定

提出された交付申請書及び添付書類の審査後、事業実施団体に対し、交付決定の通知を行います。

事業実施団体は、原則、県からの交付決定の通知を受け取った後に、事業を開始するようにしてください。

ただし、令和2年4月16日（新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言）から本補助金募集開始の間における事業について、早期に事業を行わなければならない等の合理的な理由があり、適正と認められる場合には、対象となります。

### (3) 実績報告

事業実施団体は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後の30日を経過した日、または、令和3年3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書に以下の添付書類を添えて、県に提出してください。

① 実績報告書

(交付要綱 様式第11号)

② 添付書類

- ・ 収支精算書 (交付要綱 様式第12号)
- ・ 補助事業実績書 (交付要綱 様式第13号)
- ・ 事業実施を証する書類
- ・ その他必要と認められる書類

～ 以上、各1部提出してください ～

### (4) 補助金の支払い

提出された実績報告書及び添付書類の審査後、事業実施団体に対し、補助金の額確定の通知を行います。

補助金の額が確定した後の精算払いとなりますので、精算払い請求書を県に提出してください。(交付要綱 様式第15号)

なお、概算払いを希望する場合は、事前にご相談ください。

## 2 申請書類等の提出先及び問い合わせ先

交付申請書類等は、管轄の地方振興局へ、郵送または持参で提出してください。

【受付時間】 平日 8:30～17:00

## 【提出先、問い合わせ先】

- 県北地方振興局（企画商工部 地域づくり・商工労政課）  
所在地：〒960-8670 福島市杉妻町2番16号 県庁北庁舎4階  
電 話：024-521-2657
- 県中地方振興局（企画商工部 地域づくり・商工労政課）  
所在地：〒963-8540 郡山市麓山1丁目1番1号 県郡山合同庁舎  
電 話：024-935-1292
- 県南地方振興局（企画商工部 地域づくり・商工労政課）  
所在地：〒961-0971 白河市昭和町269番地 県白河合同庁舎  
電 話：0248-23-1546
- 会津地方振興局（企画商工部 地域づくり・商工労政課）  
所在地：〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 県会津若松合同庁舎  
電 話：0242-29-5292
- 南会津地方振興局（企画商工部 地域づくり・商工労政課）  
所在地：〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 県南会津合同庁舎  
電 話：0241-62-5205
- 相双地方振興局（企画商工部 地域づくり・商工労政課）  
所在地：〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30番地 県南相馬合同庁舎  
電 話：0244-26-1142
- いわき地方振興局（企画商工部 地域づくり・商工労政課）  
所在地：〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 県いわき合同庁舎  
電 話：0246-24-6007

## V その他

本補助金を受け事業を実施するに当たっては、以下に記載した事項のほか、補助金等に係る予算の執行の適性化に関する法律、福島県補助金等の交付等に関する規則、及び令和2年度活力ある商店街支援事業（新型コロナウイルス対応）補助金交付要綱の規定を遵守していただくこととなりますので、ご注意ください。

- (1) 補助金の交付決定を受けた後、補助事業の内容や経費を変更しようとする場合、もしくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に県の承認を受けなければなりません。

- (2) 県の求めがあった場合には、補助事業の遂行及び収支状況等について報告しなければなりません。
- (3) 補助事業を完了した場合、県に実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間は保存しておかねばなりません。
- (5) 反社会的勢力との関係が判明した場合、交付決定を取り消すことがあります。